



高千穂町「病後児保育事業」のご案内

令和5年10月より利用料を県と町で負担します。

子どもの風邪も落ち着いてきたから、そろそろ保育園・小学校に通わせたいけど・・・。でもまだ集団生活はきついかも・・・。でも、もうこれ以上仕事を休むことは出来ない！！そんなときに病後児保育をご利用ください。

★病後児とは

日常かかる風邪、下痢や腹痛といった消化不良等の疾病や、はしか、水痘、風疹などの伝染性疾患、ぜんそく等の慢性疾患などの**病気回復期**であって、まだ保育園や小学校で健康児と一緒にすごす体力のない、安静の確保に配慮する必要がある児童のことです。

★病後児保育とは

保育園や小学校の児童が保護者の勤務の都合などで家庭での保育が困難な場合に、一時的に施設に通所させることにより、保護者の子育てと就労を支援するものです。なお、在園・在校児ではない児童でも、保護者の病気等で保育が出来ない時は利用できる場合があります。



実施施設 旭ヶ丘保育園 高千穂町大字上野188番地7 (電話:0982-77-1876)

※看護師や保育士が子どもの看護・保育にあたります。

利用対象者 生後6ヶ月から小学校6年生までの町内に在住している児童



利用時間 午前8時から午後6時まで(月～金) ※土曜日は相談に応じます

利用日数 一回の病気で7日以内。状況により延長可。

利用定員 1日4人まで

(定員を超えた時はファミリー・サポート・センター事業をご利用ください)

利用料 無料

※昼食やミルク、飲み物、おやつ、なじみの玩具等必要なものは各自持参してください。



お申し込みは 旭ヶ丘保育園または高千穂町役場福祉保険課まで

- ① 登録申請書（事前に登録しておくことが必要です。）
- ② 利用申込書（印鑑・保険証が必要です。）
- ③ 現症連絡書（お預かりする前に病院受診をしていただきます）



*詳しい問い合わせは、旭ヶ丘保育園(77-1876) または 役場福祉保険課(73-1202)まで

子育て世帯訪問支援事業をはじめました

家事・育児を支援する支援員(ヘルパー等)を派遣します

★家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラーの方等がいる家庭を支援員(ヘルパー等)が訪問して、家事・育児を支援します。



★家事支援

- ・食事の準備・片付け
- ・掃除・洗濯
- ・お買い物代行(購入代金は利用者負担)

★育児支援

- ・育児に関する相談
- ・母子保健や子育て支援の情報提供

★対象者

- ・高千穂町に居住する原則 18 歳未満の子さんがない家庭
- ・家事・育児等に不安や負担を抱える保護者
- ・支援が必要な妊娠婦
- ・ヤングケアラー など

★支援のきまい

- ・1世帯あたり1日につき3時間以内
- ・ひと月につき4回まで
- ・土・日・祝日・年末年始を除く平日
(土・日・祝日は要相談)
- ・午前8時から午後5時までの間

★利用者負担額(ヘルパー等一人あたり)

| 利用世帯の区分 | 1時間当たり |
|-------------|--------|
| 生活保護世帯 | 0円 |
| 住民税非課税世帯 | 100円 |
| 住民税所得割非課税世帯 | 300円 |

☆利用を開始するには申請書が必要です。



町では、保育園等に通園していないお子さんを対象にした一時預かり事業、小学校6年生までを対象としたファミリーサポート事業も行っております。
詳しくは、福祉保険課(0982-73-1202)までお問い合わせください。